

固定資産税 課税標準特例（生産性向上・賃上げ）適用申告書

令和 6 年 1 月 ×× 日

安 城 市 長

住所又は所在地 安城市〇〇町〇〇番〇〇号

氏名又は名称 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇 印

※法人の場合には、記名押印ください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

地方税法附則第15条第45項の規定による固定資産税の課税標準の特例の適用を受ける償却資産及び特例の適用に必要なとする要件の状況等は、下記のとおりです。

1 特例の適用を受ける償却資産

項番	資産の種類	特例対象資産の名称等	型式、その他仕様等	取得年月	取得価額(円)	設置場所
1	機械装置	NC旋盤	abc1234	令和5年7月	8,400,000	安城市〇〇町〇〇番〇〇号
						安城市
	認定を受 資産をす	<p>●「資産の種類」、「特例対象資産の名称等」、「取得年月」、「取得価額(円)」欄は、償却資産申告書の「種類別明細書(増減資産・全資産用)」の「資産の種類」、「資産の名称等」、「取得年月」、「取得価額」欄と同じ内容をご記入ください。</p> <p>●同様に「資産の種類」、「特例対象資産の名称等」、「型式、その他仕様等」、「取得価額(円)」等は「先端設備等導入計画に係る認定申請書」の記載内容(「先端設備等の種類」、「設備名/型式」、「導入時期」、「金額(千円)」等)と一致することになりますが、「特例対象資産の名称等」、「取得価額(円)」が一致しない場合、2の欄にその理由をご記入ください。</p>				
2		<p>「先端設備等導入計画認定申請書」記載の設備等の名称及び取得価額と、償却資産申告書の資産の名称及び取得価額が一致していない場合、その理由(例:見積価格と実際に購入価格との差額によるもの)を下欄にご記入ください。</p> <p>(理由)</p>				

<裏面へ続く> 裏面の申告書項番3から7までについても、該当する事項をご記入してください。

2 特例の適用に必要とする要件の状況等

項番	要件内容	記載欄
3	所有権移転外リース等に伴い資産を所有するリース会社が中小企業者等に代わって特例の適用を申告する場合、右欄に資産のリースを受ける先端設備等導入計画の申請者名をご記入ください。 ●リース会社が申請する場合、先端設備等導入計画の申請者名をご記入ください。	先端設備等導入計画の申請者名
4	先端設備等導入計画の申請者が会社及び資本又は出資を有する法人の場合、右欄に賦課期日(本年1月1日現在)におけるの資本金又は出資の総額をご記入ください ※特例の適用を受ける要件は、資本金又は出資の総額が1千万円以上であること。 ●「資本金又出資の総額」及び「従業員数」に該当する事項をご記入ください。	資本金又出資の総額 1千万円
5	先端設備等導入計画の申請者が会社及び資本又は出資を有しない法人や個人の場合、右欄に賦課期日(本年1月1日現在)における従業員数をご記入ください ※特例の適用を受ける要件は、従業員数が1,000人以下となります。	従業員数 200人
6	先端設備等導入計画の申請者が賦課期日において(本年1月1日現在)「みなし大企業※1」に該当しない場合、“いいえ”に○をつけてください。該当する場合は、“はい”に○をつけてください。 ※1「みなし大企業」とは ○同一の大規模法人(資本金1億円を超える法人)に発行済株式又は出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人 ○または、2以上の大規模法人(資本金1億円を超える法人)に発行済株式又は出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人 ※特例の適用を受ける要件は、みなし大企業に該当しないこととなります。 ●「みなし大企業」に該当するか「はい」「いいえ」のどちらかに○を付けてください。	はい・ いいえ
7	下記の表に該当しますか。該当する場合は「はい」に○をつけてください。●下表の要件のすべて該当するか「はい」「いいえ」のどちらかに○を付けてください。	はい ・いいえ

※リース会社が特例の適用を申告する場合、項番2及び項番4から項番6までの事項については、申告者であるリース会社が先端設備等導入計画の申請者にその内容を確認できない場合は記載を省略できます。

添付書類(以下の書類を添付してください。)

- 1 先端設備等導入計画に係る認定申請書(写)及び先端設備等導入計画認定書(写)
 - 2 労使間で賃上げすることを約束した文書(写)・・・導入計画に賃上げ表明に関する記載がある場合のみ
(所有権移転外リース等に伴い資産を所有するリース会社が中小企業者等に代わって特例の適用を申告する場合)
 - 3 リース契約書(写)
 - 4 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書(写)
- ※申告の内容により、対象資産の購入契約書(写)等の確認書類を別に求める場合があります。